



第3回東日本大震災における
アスベスト対策合同会議
(平成23年7月14日)
【環境省資料8】

環水大大発第110704002号
平成23年7月4日

青森県
岩手県
宮城県
山形県
福島県
茨城県
栃木県
千葉県

大気環境担当部(局)長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

東日本大震災の被災地におけるアスベスト大気濃度調査
(第2次モニタリング)の協力依頼について

東日本大震災の被災地におけるアスベスト大気濃度調査(第1次モニタリング)の実施にあたり、測定地点の選定等に御協力いただき、感謝申し上げます。当該調査もほぼ終了し、平成23年7月14日(木)に開催予定の「第3回東日本大震災におけるアスベスト対策合同会議(以下、「第3回合同会議」という。))にて結果を報告することとしております。

さて、第1次モニタリング調査の結果等を踏まえ、「環境省が実施する東日本大震災におけるアスベスト大気濃度調査に係る実施要綱～平成23年度第1次補正予算～」に基づき第1次モニタリングに引き続き、第2次モニタリングを実施することとしています。第2次モニタリング地点は自治体の事情を勘案し、また協議の上で仮決定し、第3回合同会議において最終決定することとしております。

ついては、第3回合同会議に向け、第2次モニタリング調査地点(案)を作成する必要がありますので、下記1の方針等を踏まえ、下記2に係るご協力をお願いします。

記

1 アスベスト大気濃度調査(第2次モニタリング)の方針等

(1) 測定地点の選定について

以下の3種類に分類します。

- ① 被災した住民等へのばく露防止と有する不安の解消の観点から選定する地点。なお、両者に優先順位はつけません。
- ア. 避難所、仮設住宅等の周辺
- イ. 被災自治体において、環境省が毎年実施している地点
- ② アスベストの飛散防止の観点から選定する地点。なお、優先順位はア>イ>ウ>エの順とします。
- ア. 倒壊、半壊又は一部破損している建築物等（アスベスト含有のビル、マンション及び船舶等）で、「解体・改修中の現場」※
- イ. 倒壊、半壊又は一部破損している建築物等（アスベスト含有のビル、マンション及び船舶等）
- ウ. 破碎等を行っているがれき処理現場及びがれきの集積場
- エ. その他（測定が必要であると自治体が判断した地点）
- ※「解体・改修中の現場」の一部において、リアルタイムモニターによる測定の実施も予定しております。
- ③ 第1次モニタリング調査で石綿繊維数濃度が1 f/L を超過した地点。なお、現在も作業を実施している地点とします。

(2) 測定地点数及び実施時期について

① 測定地点数

第2次モニタリングについては以下の表の地点数を考えております。但し、表で示した地点数はあくまで目安であり、自治体の事情を勘案し、また協議の上で仮決定し、7月14日に東京都内で開催する第3回合同会議において、最終決定することとしております。

対象自治体	(1) ①		(1) ② (のべ100地点)
	避難所、仮設住宅等 (のべ21地点)	環境省が毎年実施している 地点(のべ9地点)	
青森県	2		1
岩手県	4	4	15
宮城県	4	1	25
山形県	1	2	1
福島県	4	2	15
茨城県	2		23
栃木県	2		15
千葉県	2		5
合計	21	9	100

② 実施時期

7月15日以降順次実施し、8月12日までの実施を目処としております。

(3) 分析方法について

- ① アスベストモニタリングマニュアル第4.0版（以下、「マニュアル」という）で規定している位相差顕微鏡法で総繊維数濃度を計数します。
- ② 総繊維数濃度が1 f/L を超過したときにはマニュアルに規定している位相差／偏光顕微鏡法による確認を行います。なお、最初から位相差／偏光顕微鏡法で実施してもよいものとします。

- ③ 総繊維数濃度が 10 f/L を超過した場合には電子顕微鏡法によるアスベストの同定を行います。
- ④ 一部の測定地点においては、別添 1 の通りリアルタイムモニターによる測定も併せて実施します。

(4) 高濃度が出た場合の対処方法

総繊維数濃度が 10 f/L を超過した場合において、第 1 報として所管自治体に情報提供します。なお、位相差／偏光顕微鏡法等による確認の結果は追って情報提供します。

2 貴自治体に対する依頼事項

(1) 測定地点の選定

「1 (1)」に該当する地点（但し、①のイは除く）を、「1 (2)」の地点数を目安に測定対象地点を選定し、環境省担当官宛に別添 2 の様式に記入の上、7 月 8 日（金）までにメールにてお知らせください。

(2) 管下市町村（政令市含む）との調整

測定地点の選定にあたっては、政令市も含めた管下市町村との調整の上、選定してください。

(3) 高濃度が検出された場合における必要な対応

環境省からの情報提供後、測定地点の周辺の状況を考慮した上で、原因の究明、事業者への散水の実施等の必要な指導の実施、住民への情報提供・防じんマスクの着用等の普及啓発その他貴自治体が必要と考える対応をお願いします。

(4) 合同会議への出席

第 3 回の合同会議では、「第 1 次モニタリング調査結果の評価」及び「第 2 次モニタリングの測定対象地点の選定」について審議することとしております。つきましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、当該会議に担当者のご出席をお願いします。

以上

東日本大震災の被災地における リアルタイムモニターの活用に係る暫定ガイドライン

1. はじめに

繊維状粒子自動測定器（リアルタイムモニター）は解体現場等に存在する総繊維数をリアルタイムに把握することができるという特徴を有しているため、環境省としては、建築物解体作業時等における施工業者の自主管理方法の一つとして活用することが考えられる。

しかしながら、リアルタイムモニターは顕微鏡法との相関性等の課題が残っている上に、リアルタイムモニターの是非については、専門家の中でも様々な見解があるが、今回の東日本大震災の被災地における活用方法に関しては暫定的に以下の通りとする。なお、必要に応じて東日本大震災におけるアスベスト調査委員会において適宜見直していくこととする。

2. 目的

建築物の解体・改修の現場に設置し、施工の期間リアルタイムに総繊維数濃度の推移を把握することで、アスベストをはじめとする粉じんの漏洩の有無を確認することを目的とする。

3. 測定対象

震災によって倒壊・半壊・一部損壊した建築物等の解体現場作業でセキュリティゾーン又は集じん・排気装置を設けている現場。

なお、がれき集積場については、平成23年4月27日に公表したアスベスト大気濃度調査に係る予備調査において、アスベスト濃度は、通常の一般大気環境とほぼ変わらないものの、アスベスト以外の一般粉じんが相当程度飛散している場所もあるため、防じんマスクの着用が必要ということがわかった。しかしながら、アスベストよりも一般粉じんの飛散が懸念されるがれき集積場においてはアスベストの同定が出来ないリアルタイムモニターを使用した測定は困難である。

4. 測定方法

- (1) 測定の前に、それぞれの機種が規定している方法で校正する。
- (2) セキュリティゾーン、集じん・排気装置の外側付近に作業開始約60分前から設置して測定を開始する。

5. 数値の取り扱い及び高濃度の総繊維数濃度が検出された場合の対応

作業前の数値と比較して大幅に上昇することがある場合等は警報ランプ又はその他の方法で作業主任者等に知らせるようにする。

6. 高濃度の総繊維数濃度が検出された場合の対応

高濃度の総繊維数濃度が検出された場合は当該総繊維数濃度がアスベストかどうかの判定のために、リアルタイムモニターに取り付けているバックアップフィルターを電子顕微鏡法等のアスベストを同定できる方法で分析を行う。

7. 記録の作成・保存

リアルタイムモニターの総繊維数濃度の連続測定記録及び実施した対策の内容を保存する。

8. その他

特に指定していない事項はアスベストモニタリングマニュアル第4.0版に従う。

アスベスト大気濃度調査 地点一覧表

[illegible]